

3 教育支援資金



教育支援資金は、高等学校（*）、大学（*）、高等専門学校への就学に際し必要な経費「教育支援費」と入学に際し必要な経費「就学支度費」の2つがあります。

* 高等学校…中等教育学校の後期課程、特別支援学校の高等部及び専修学校の高等課程を含みます。

* 大学…短期大学及び専修学校の専門課程を含みます。

(1) ご利用いただける世帯

低所得世帯 ※生計の維持はできているが、学費の支払いのために貸付を必要としている世帯

(2) 資金の種類と内容

資金種類	使途内容	貸付限度額	据置期間	償還期間	利 子
教育支援費	学校教育法に規定する高等学校、大学、高等専門学校に就学するのに必要な経費 ・授業料、学校納入諸経費 ・進級時に必要な教科書 ・通学に係る交通費 等	高等学校 月額35,000円以内 ※専修学校高等課程含む 高等専門学校 月額60,000円以内 短期大学 月額60,000円以内 ※専修学校専門課程含む 大学 月額65,000円以内	卒業後 6か月 以内	20年以内 (貸付額により期間の 目安あり)	無利子
就学支度費	学校教育法に規定する高等学校、大学、高等専門学校への入学に際し必要な経費 ・入学金 ・制服、靴、体育着 等 ・入学時に必要な教科書 等	50万円以内			

※教育支援費について、貸付限度額では学費が不足する場合、貸付限度額の1.5倍まで貸付けを行いません。借入申込者が就学に際しでの熱意や将来への計画性を持っていることが条件となります。

(3) ご利用に際して

- 他の貸付制度として、国の教育ローン（日本政策金融公庫）や日本学生支援機構奨学金があります。また、母子世帯・父子世帯の方は、母子父子寡婦福祉資金の活用を優先してください。
- 教育支援費と就学支度費を同時に借入申込みすることができます。合計額により申請します。
- 貸付額に応じた償還期間の目安は下表のとおりです。

貸付額	償還期間	貸付額	償還期間	貸付額	償還期間	貸付額	償還期間
100,000円以内	2年	600,000円以内	7年	1,200,000円以内	12年	2,200,000円以内	17年
150,000円以内	3年	700,000円以内	8年	1,400,000円以内	13年	2,400,000円以内	18年
250,000円以内	4年	800,000円以内	9年	1,600,000円以内	14年	2,600,000円以内	19年
350,000円以内	5年	900,000円以内	10年	1,800,000円以内	15年	2,600,001円以上	20年
500,000円以内	6年	1,000,000円以内	11年	2,000,000円以内	16年		

- 就学者が借入申込者（借受人）となり、生計中心者が連帯借入申込者（連帯借受人）となります。連帯借受人を設定できない場合は、連帯保証人を立てなければなりません。
- 借受人が未成年の場合、貸付契約時に法定代理人（親権者、未成年後見人等）の同意が必要です。
- 貸付金の送金は、就学支度費は一括、教育支援費は上半期分・下半期分（6か月分）の年2回です。
- 借受人が卒業後、上級学校への進学により償還（返済）が困難な場合は、償還を猶予する制度があります。

(4) 必要な書類

【共通書類】

内 容	対象者	書 類
世帯の所得がわかる書類	借入申込者、連帯借入申込者	・源泉徴収票、所得証明書等（世帯全員分）
連帯保証人の資力が明らかになる書類	連帯保証人	・市町村民税課税証明書

【資金種類に応じた書類】

資金種類	書 類
教育支援費	・合格通知書の写し、または在学証明書の写し ・経費のわかる書類
就学支度費	・合格通知書の写し ・経費のわかる書類

※上記以外に、必要に応じて書類を求める場合があります。

※受験事実が確認できる書類（入学願書、受験票の写し等）と必要書類をもって、合格発表前でも借入申込が可能です。事前審査を行い、合格通知書の写しを提出いただいた後、貸付決定、契約締結します。

1 相談

福祉資金福祉費または教育支援資金の借入について、市区町村社会福祉協議会またはお住まいの地区の民生委員に相談します。

世帯への貸付であることから、世帯の生活状況、収入・負債などについて詳しくお話いただきます。

相談により、借入の申込みが適切と判断された場合は、資金種類に応じて必要な書類を揃えます。

2 市区町村社会福祉協議会に借入申込

借入申込書、必要書類等を市区町村社会福祉協議会に提出します。

※民生委員と面談する場合もあります。

3 審査

北海道社会福祉協議会について、審査審査結果は、市区会を通じて通知し審査の結果による場合（不承認）

※貸付できない場合、ありません。

協議会で貸付の可します。

町村社会福祉協議会です。

り、貸付ができなもあります。

その理由は開示し

4 契約

貸付が決定された場合、北海道社会福祉協議会と契約締結します。

※借受人、連帯借受人及び連帯保証人（設定している場合）が「借用書」に署名・捺印し、必要書類を添付し、市区町村社会福祉協議会を通じて、北海道社会福祉協議会に提出します。

※信用書等、書類に不備がある場合、訂正等が必要のため、貸付金の送金までに日数を要することになります。

5 貸付金の送金

原則として借受人の指定する口座に、貸付金を送金します。

※福祉資金福祉費の生業経費、住宅経費、障害者自動車経費については、直接、業者に送金します。

※貸付金の送金後、資金種類に応じて提出いただく書類があります。

※貸付金の分割交付（6か月ごと）

- ・教育支援資金
- ・教育支援費
- ・福祉資金福祉費
- ・技能習得関係経費、生活保護受給者の国民年金任意加入保険料（保険料納付期間が複数年度の場合）

6 貸付金の継続送金

貸付金を分割交付する場合は、今後、送金する予定の貸付金の必要性を確認します。（就学者の在学確認等）

貸付継続の必要性を確認後、貸付金を送金します。

※分割交付の送金時期

3月に送金：4月～9月分貸付金

9月に送金：10月～3月分貸付金

7 貸付の辞退

貸付期間中に、他の貸付制度等の利用や就学者の退学等により、貸付に不要が生じた場合は、市区町村社会福祉協議会を通じて北海道社会福祉協議会に届出ます。

8 据置期間～償還開始

据置期間になります。

福祉資金福祉費の技能習得関係業務後に据置期間となります。

後、償還が開始されます。

定め、借用書に記載されて償還回数で毎月償還します。

金融機関からの口座振替にます。

るまで、市区町村社会福祉協議会が相談・支援します。

9 償還完了

最終償還期限までに元金・利子（福祉資金福祉費で連帯保証人を設定しない場合）を償還します。

償還完了後、借用書を返却します。

※最終償還期限までに完済できない場合は、残元金に対して延滞利子が日割で加算されます。

関係上、3～4か月程度かかることがあります。)



- 教育支援資金や福祉資金福祉費（技能習得関係経費）は、進学や修学の継続を支援し、世帯の将来的な自立につなげ
- 「貸付」であることから、貸付することにより学費等の支払いが可能となり、学校に行くことを支援できます。一方あります。このため、卒業まで学校に通い続けることが可能な世帯状況であるか確認した上で貸付を行なうことにな
- 給付制度や分割払い、他の貸付制度等の利用が可能な場合は、優先して利用いただきます。
- 学費以外については、世帯の収入により今後も生計の維持ができ、償還（返済）の見通しが立つ場合に貸付を行ない
- 教育支援資金の貸付対象は、学校教育法に定める高等学校、高等専門学校、専修学校、短期大学、大学です。専修学
- 相談・借入申込みから審査、貸付金の送金までは、概ね1か月～1か月半程度かかります。学校への納入期日に間に
- 教育支援資金は合格前に受験事実が確認できる書類（入学願書、受験票の写し等）と必要書類により借入申込みが可

で、何らかの事情により途中で退学してしまうと、卒業資格を得られない上に、「借金」だけが残ってしまうおそれもあります。

校の1年生課程や他法にもとづく学校は、福祉資金福祉費の技能習得関係経費の貸付対象となります。

能です。事前審査を行い、合格通知書の写しを提出いただいた後、貸付決定、契約締結します。